

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和3年2月4日

独立行政法人農畜産業振興機構
契約事務責任者 理事 野津山 喜晴

1. 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名：「令和3年度契約指定野菜安定供給事業システム（平均取引価額算定システム等）及び契約指定野菜安定供給資金管理システムの保守等委託業務」
- (2) 業務内容：仕様書のとおり
- (3) 契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日
- (4) 納入場所：独立行政法人農畜産業振興機構
- (5) 入札方法：一般競争入札（最低価格落札方式）
入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

2. 入札参加者に要求される資格要件

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 競争参加者資格審査等事務取扱要領（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4）第6条及び7条に該当しない者であること。

「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に該当する者を有資格者とししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間に有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連

合した者

- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
 - (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
 - (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（平成23年8月25日付け23農畜機第2236号。）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

- (2) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (3) 入札時において、令和元～3年度全省庁統一資格又は独立行政法人農畜産業振興機構競争参加者資格における「役務等」の「情報処理」及び「ソフトウェア開発」に登録された者であること。
- (4) 本役務を事項する部門において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関による ISMS（ISO/IEC27001、JIS Q27001）の認証を受けていること。
- (5) 最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」の委託業務に係る該当項目に準拠して業務を行うこと。
- (6) 契約候補者として特定された場合、契約時に契約書の他に機密保持契約書を締結できる者であること。
- (7) 9の(3)「入札者に要求される事項」の要件を満たす者であること。
- (8) 動作検証作業をオフショア（海外現地での作業）及び動作検証環境を海外のデータセンターに構築することは認めない。
- (9) 契約手続き及び打ち合わせ等においては日本語及び日本国通貨を使用すること。
- (10) 平常時及び緊急時の連絡窓口を整備していること。
- (11) その他入札説明書で定める要件を満たせる者であること。

3. 問合せ先及び提出先

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号（麻布台ビル北館6階）

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部 契約取引推進課

担当：熊谷（くまがい）、長島（ながしま）

電 話 03（3583）9817

FAX 03（3583）9484

Eメール 熊谷 kumagai-k（アットマーク）alic.go.jp

長島 yano_m（アットマーク）alic.go.jp

※本入札案件に関する質問は、原則メールとし、メール件名に「契約指定野菜安定供給事業システム及び資金管理システムの保守等委託業務に関する質問」と記載した上で、令和3年3月10日（水）15：00までに連絡すること。また、メッセージの最後に、貴社名、連絡先及び貴名を明記すること。上記の質問等に対する回答は、随時メールにより行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日までに入札関係資料を交付したすべての者にメールにて送付する。

4. 入札説明書の交付

入札説明書（仕様書、入札心得、委託契約書（案）、機密保持契約書（案）、その他必要書類）を以下のとおり配布する。なお、本入札に係る説明会は実施しないものとする。

- (1) 期間 公告日から令和3年3月10日（水）15：00まで
（ただし、土日祝日を除く10：00～17：15（正午～13：00を除く））
- (2) 交付方法 交付を希望する者は、3の問い合わせ先に連絡すること。
入札説明書は原則メールで送付するが、郵送での交付を希望する場合、「郵送希望」と伝えること。なお、対面による資料交付は行わないものとする。
- (3) 入札説明書の交付を受けた者は、入札公告日から令和3年3月10日（水）までの平日10：00～17：15まで（ただし、最終日は12：00まで）、システムの設計書及びセキュリティ要件を閲覧することができる。ただし、閲覧は担当者の指示に従い、所定の場所で行うものとし、内容の説明や設計書のコピー等は行わないものとする。希望する者は前日までに3の問い合わせ先に連絡すること。

5. 入札及び開札の日時等

- (1) 日時：令和3年3月11日（木）11：00 入札後ただちに開札する。
- (2) 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室
- (3) 本公告の入札に参加を希望する者は、入札書に9の（3）に関する書類を添

えて郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）により提出すること。郵送等するに当たっては、上記担当者宛てに必ず電話連絡し、書留など記録の残る方法で、令和3年3月10日（水）15：00までに提出すること（必着）。

郵送等するに当たっては、入札書を封かんした封印用封筒のうち、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」と記載して、それらをまとめ、別の封筒に封入すること。

入札の公平性、透明性を確保するため、入札書については密封の上、上記担当者宛てに郵送等により提出すること。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、入札書の持参による提出は受け付けないものとする。

- (4) 開札は入札者（代理人を含む）を立ち合わせて行うこととするが、開札に立ち会う入札者がいない場合は、入札事務に関係のない当機構職員を立ち合わせる。

なお、1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合、再度入札を行うことがある。

入札結果は、入札者全員に、電話またはメールにて開札後1週間以内に通知する予定である。

6. 落札者の決定方法

契約事務責任者が本業務の履行が可能であると判断した者であって、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2。以下「事務細則」という。）第13条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、契約事務細則第13条第4項の規定に基づき予め設定した基準価格を下回った入札を行った者は、必ずしも落札者とはならない場合があり、入札結果を保留する。落札者を保留等した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨を知らせる。

7. 契約

- (1) 本業務に係る契約は、落札者と委託契約の協議が整い次第、当機構との間で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。
- (2) 事務細則第41条に規定する契約保証金は、免除する。

8. 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況や、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いする。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知をお願いする。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

(2) 公表する情報

(1) に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

ア) 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、

イ) 2 分の 1 以上 3 分の 2 未満

ウ) 3 分の 2 以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

9. その他

(1) 入札の無効

本公告に示した競争の参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本委託業務を実施できることが可能であると認められる書類として、2の(3)～(4)、及び仕様書4の(7)で定める内容を確認できる書類を入札書とともに提出しなければならない。